

福岡市新規創業促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市新規創業促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新たに会社を設立する経費の一部を助成することにより、新たなチャレンジを行う創業者を後押しし、創業の裾野を広げ、時代の変化に対応した新しい価値やサービス、多くの雇用を創出することで本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条 1 号に規定する会社をいう。
- (2) 証明 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく証明をいう。

(補助事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の補助事業及び交付対象となる経費は、会社の設立に係る登録免許税額（租税特別措置法第 80 条第 2 項各号に規定する金額）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、株式会社においては 75,000 円、合同会社においては 30,000 円とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助金の交付対象者は公募する。

- (1) 事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から 5 年を経過していない個人事業主である者。
- (2) 福岡市より証明を受けた者。
- (3) 福岡市の証明を活用し登録免許税半額軽減を受けて新たに会社を設立する者。
- (4) 新たに設立する会社の本社所在地を福岡市内にする者。
- (5) 新たに設立する会社以外に、経営に携わっている会社がない者。
- (6) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者。
- (7) 本市の市税及び延滞金等を滞納していない者。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、新たに設立する会社の法人登記日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付の申請を行わなければならない。

- (1) 福岡市新規創業促進補助金交付申請書兼同意書（様式第 1 号）

(2) 照会用名簿（様式第2号）

（補助金の交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは福岡市新規創業促進補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を補助金の交付の申請をした者（以下「交付申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、第6条に規定する要件を満たさず、補助金を交付することが不適当と認めたときは、福岡市新規創業促進補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付申請者が、会社の設立を中止又は廃止したとき、もしくはその他の理由により新規創業促進補助金の交付申請を取り下げるときは、新規創業促進補助金交付申請取下書（様式第5号）をすみやかに提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第10条 交付申請者は申請内容（住所、氏名、電話番号、登記予定日）に変更がある場合は、市長に対し、すみやかに変更内容を報告しなければならない。

- 2 前項のうち登記予定日の変更においては、30日以上前後する場合に限り報告するものとする。
- 3 前項の報告は登記予定日から60日以内に行わなければならない。
- 4 前項の期限までに報告がなかった交付申請者は、前条の交付申請の取下げがあったものとみなす。

（事業の実績報告）

第11条 第8条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象事業の実績を報告するに当たっては、市長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第6号）
 - (2) 設立した会社に係る履歴事項全部証明書の写し
 - (3) 登録免許税の支出を証する書類の写し
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の報告は、登記終了後、60日以内又は交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い時期までに行わなければならない。
- 3 前項の期限までに報告がなかった交付決定者は、第9条の交付申請の取下げがあったものとみなす。
- 4 履歴事項全部証明書の交付が、会社設立の都合上、前第2項の期限に間に合わない場合は、市長が定める日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式第7号により当該交付決定者に通知するものとする。

（暴力団の排除）

第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請を行う者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

（1）暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

（2）暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金の交付の申請を行う者に対し、当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

（1）第9条に基づく申請の取下げがあったとき。

（2）虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき。

（3）第13条第2項各号のいずれかに該当したとき。

（4）第6条第1項各号の要件のいずれかに該当しなくなったとき。

（5）市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を福岡市新規創業促進補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前2項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消された場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部を市長に返還しなければならない。

（状況報告）

第15条 市長は、交付決定者に対し、決定事業の進捗状況等について補助金交付決定を受けた当該年度から5年間は報告を求めることができる。

（規定外の事項）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

（経過措置）

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。なお、終

期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

- 3 令和3年3月31日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。

(経過措置)

- 3 令和4年3月31日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。

(経過措置)

- 3 令和5年3月31日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。

(経過措置)

- 3 令和6年3月31日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。

(経過措置)

- 3 令和7年3月31日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。